

令和3年度

第1回釧路市国民健康保険  
事業の運営に関する協議会

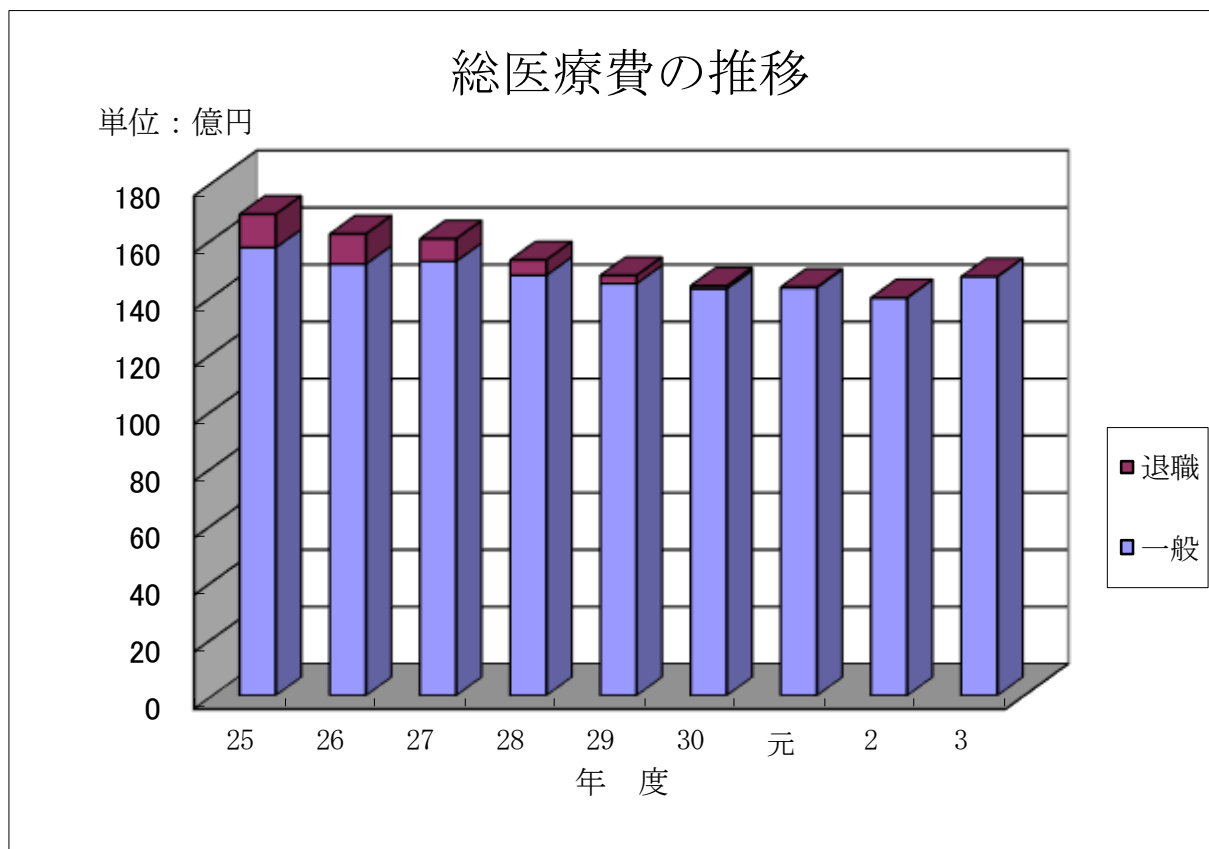
〔参考資料〕

# 目 次

## グラフ

総医療費の推移	1 頁
保険料調定額と収納額・収納率の状況（現年度分）	2 頁
世帯数及び被保険者数の推移	3 頁
1 人当たり費用額（平成 3 1 年度実績）	4 ～ 5 頁
保健事業の年度別状況	6 頁
特定健康診査受診率、特定保健指導実施率、後発医薬品 （ジェネリック医薬品）数量シェアの推移について	7 ～ 8 頁
国民健康保険事業の運営に関する協議会について	9 頁
釧路市国民健康保険事業の運営に関する協議会に 関係する規定	1 0 ～ 1 2 頁

## 総医療費の推移



### 総医療費の推移(実支払額ベース)

(単位：千円)

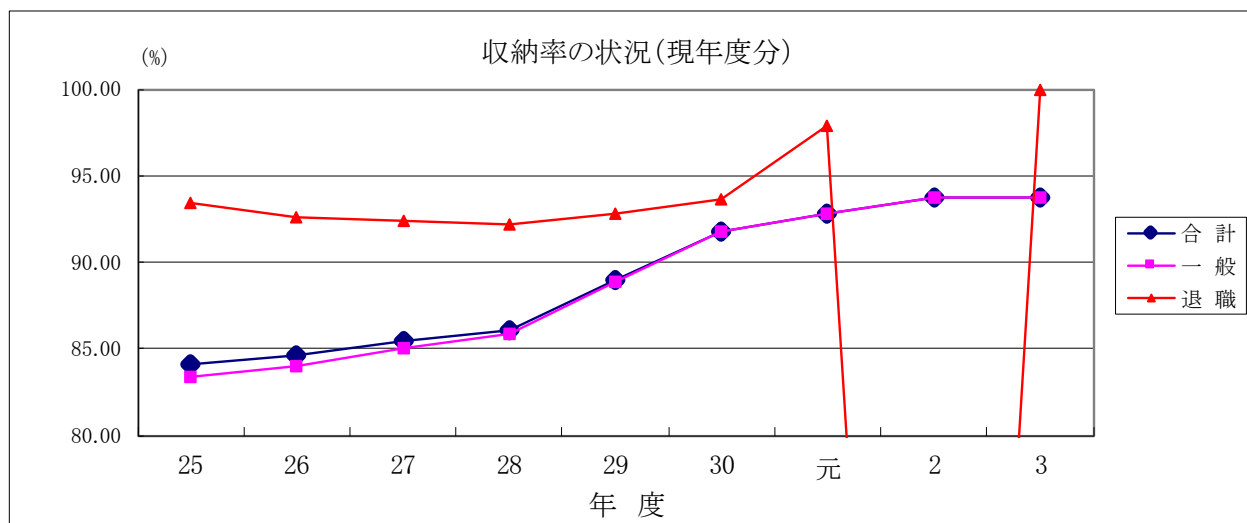
年度	一般	退職	合計	一般伸び率	退職伸び率	合計伸び率
25	15,708,678	1,171,502	16,880,179	0.57%	-4.96%	0.16%
26	15,132,479	1,052,543	16,185,022	-3.67%	-10.15%	-4.12%
27	15,230,437	785,451	16,015,888	0.65%	-25.38%	-1.05%
28	14,737,681	537,184	15,274,866	-3.24%	-31.61%	-4.63%
29	14,447,278	284,558	14,731,836	-1.97%	-47.03%	-3.56%
30	14,263,965	101,163	14,365,128	-1.27%	-64.45%	-2.49%
元	14,302,809	18,909	14,321,718	0.27%	-81.31%	-0.30%
2	13,943,453	9	13,943,462	-2.51%	-99.95%	-2.64%
3	14,685,490	0	14,685,490	5.32%	-100.00%	5.32%

※ 3年度は、予算の数値

※ 総医療費は、保険者負担額と本人負担額を合算した医療費の総額

※ 数字は、釧路市年報を使用 (3月～2月ベース)

## 保険料調定額と収納額(現年度分)



(単位:千円)

年度	合計調定額	合計収納額	一般調定額	一般収納額	退職調定額	退職収納額
25	4,116,120	3,463,353	3,780,434	3,149,907	335,686	313,446
26	3,780,064	3,198,707	3,489,432	2,929,542	290,632	269,165
27	3,525,915	3,012,922	3,327,050	2,829,161	198,865	183,761
28	3,466,201	2,983,792	3,336,067	2,863,833	130,134	119,959
29	3,206,913	2,853,018	3,143,085	2,793,819	63,828	59,199
30	2,923,573	2,682,114	2,905,511	2,665,208	18,062	16,906
元	2,795,639	2,595,145	2,792,624	2,592,196	3,015	2,949
2	2,721,127	2,550,504	2,721,127	2,550,504	0	0
3	2,560,647	2,401,053	2,560,644	2,401,050	3	3

※月決算集計表<年度料税合算>より (居不調定除く) (還付未済除く)

※3年度は予算の数値

## 収納率の状況(現年度分)

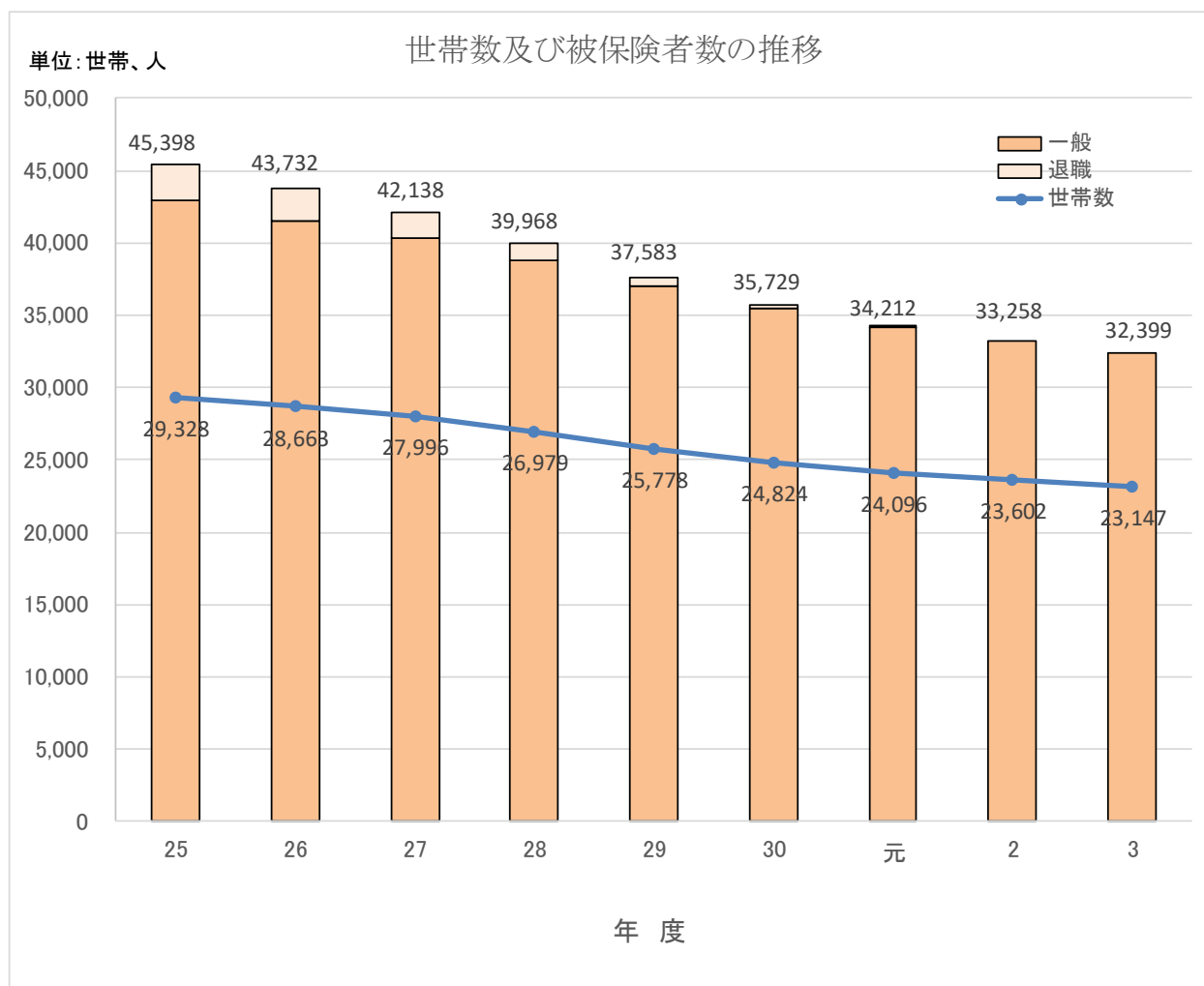
(単位:%)

年度	合計	一般	退職
25	84.14	83.32	93.37
26	84.62	83.95	92.61
27	85.45	85.04	92.40
28	86.08	85.84	92.18
29	88.96	88.89	92.75
30	91.74	91.73	93.60
元	92.83	92.82	97.83
2	93.73	93.73	***
3	93.77	93.77	100.00

※3年度は予算の数値

- ・保険料の確保は国保の安定的運営の根幹であることから、収納率の向上対策を最優先課題として取り組んでいる。
- ・令和2年度は前年度と比較し調定額・収納額ともに減少しているものの、収納額の減少幅が小さかったため、収納率は0.9ポイント上回る結果となった。
- ・収納を取り巻く環境は厳しい状況だが、保険料収入の確保は最重要課題であり、滞納処分を強化して収納率の向上を目指す。

## 世帯数及び被保険者数の推移



### 世帯数及び被保険者数の推移(年度平均)

(単位：世帯、人)

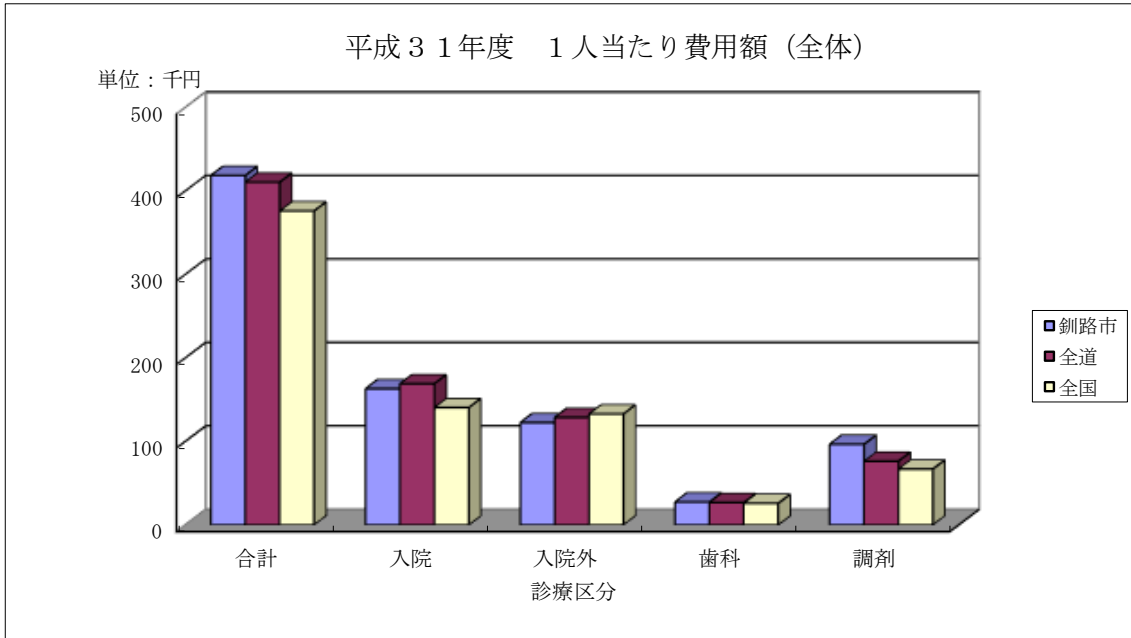
年度	世帯数	被保険者数		
		一般	退職	合計
25	29,328	42,908	2,490	45,398
26	28,663	41,540	2,192	43,732
27	27,996	40,356	1,782	42,138
28	26,979	38,822	1,146	39,968
29	25,778	37,011	572	37,583
30	24,824	35,528	201	35,729
元	24,096	34,179	33	34,212
2	23,602	33,258	0	33,258
3	23,147	32,399	0	32,399

※3年度は予算の数値

## 1人当たり費用額(全体・平成31年度実績)

(単位:円)

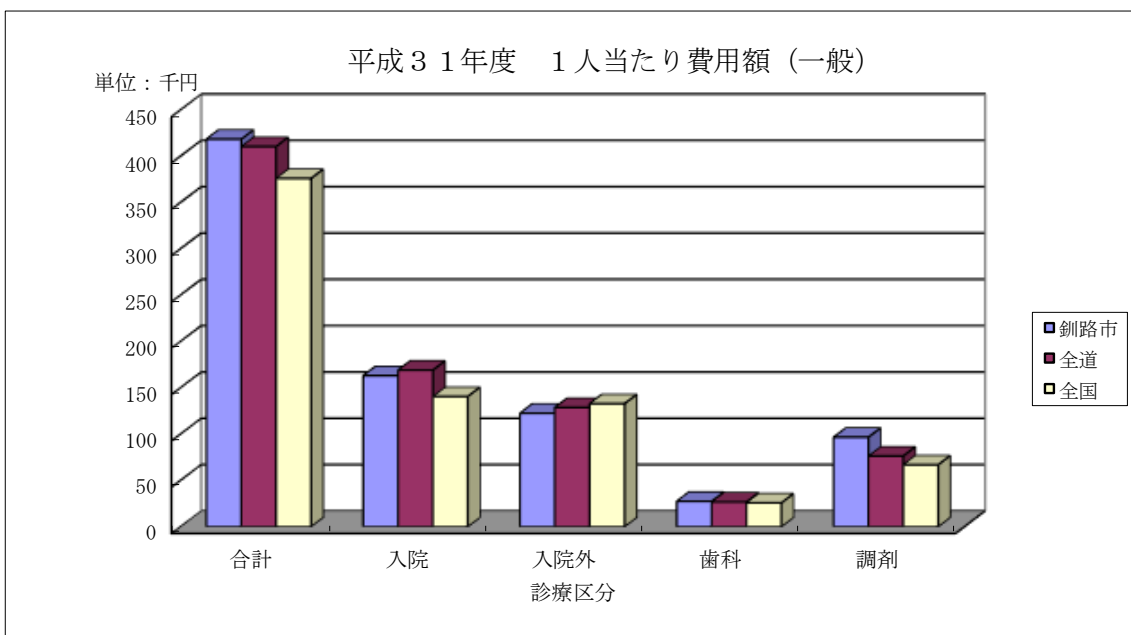
区分	合計	入院	入院外	歯科	調剤
釧路市	418,617	163,197	122,578	27,498	96,670
全道	410,585	169,149	128,747	26,792	76,344
全国	376,088	140,604	132,944	25,830	66,942



## 1人当たり費用額(一般・平成31年度実績)

(単位:円)

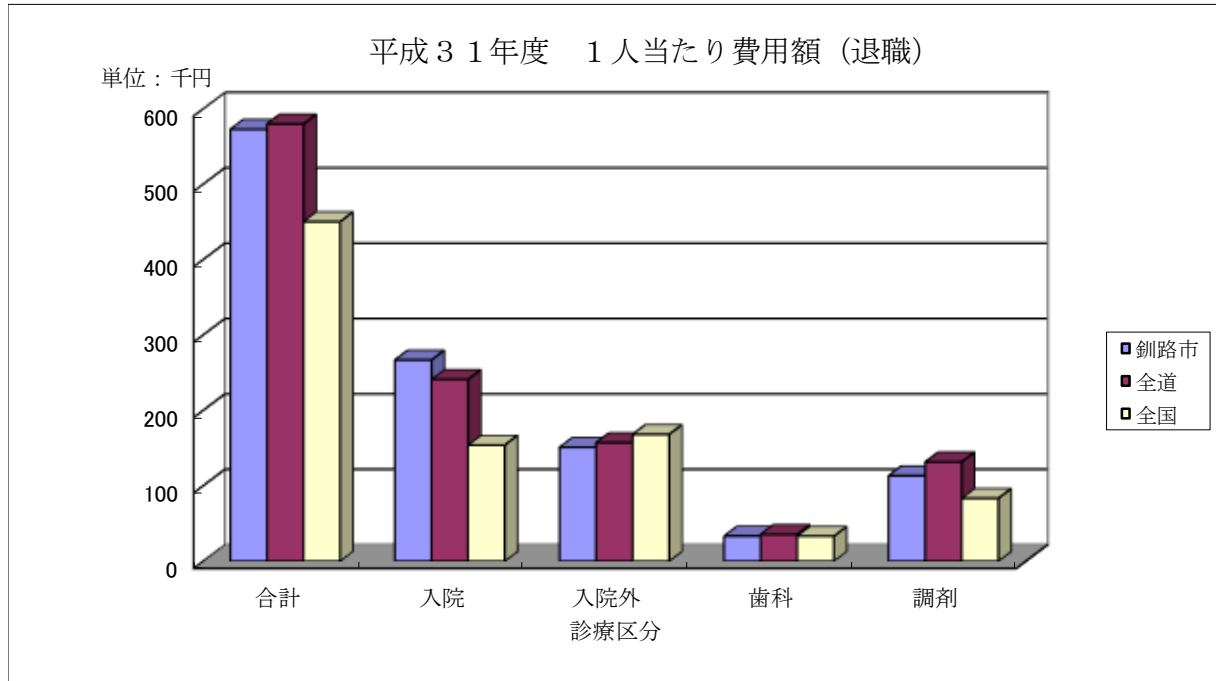
区分	合計	入院	入院外	歯科	調剤
釧路市	418,468	163,097	122,550	27,493	96,654
全道	410,458	169,094	128,726	26,785	76,303
全国	376,026	140,593	132,914	25,824	66,928



## 1人あたり費用額(退職・平成31年度実績)

(単位:円)

区分	合計	入院	入院外	歯科	調剤
釧路市	573,006	266,974	151,102	33,396	113,458
全道	580,097	241,256	157,353	35,584	131,711
全国	450,434	154,000	168,228	33,209	83,447



# 保健事業の年度別状況

(単位：千円)

	事業名	事業内容	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算	備考
1	健康づくり推進事業	健康づくり事業費	事務費 624				令和元年度見直し
2	くしろ健康まつり (共催)	全市民を対象に、健康アドバイスコーナー、展示コーナー、各種検診コーナー等で健康まつりを開催(1日開催)	10月21日(日) 自己血糖測定・血管年齢測定コーナー 自己血糖測定・結果説明ポディーチェッカー(血管年齢チェック)	10月6日(日) 自己血糖測定・血管年齢測定コーナー 自己血糖測定・結果説明メタボリ先生(血管年齢チェック)	10月18日(日) 中止 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「くしろ健康まつり」を中止	未定	
			464	461	0	532	
3	予防接種事業	高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌の予防や重症化の防止のため、予防接種の助成を行う	インフルエンザ接種 6,456人 肺炎球菌接種 2,035人	インフルエンザ接種 7,102人 肺炎球菌接種 756人	インフルエンザ接種 9,409人 肺炎球菌接種 805人	インフルエンザ接種 6,612人 肺炎球菌接種 888人	肺炎球菌予防接種は、H26年度から開始
			19,838	16,351	20,692	15,856	
4	特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査によりメタボリックシンドロームの該当者及び予備群を抽出し、保健指導を実施	特定健康診査：6,917人 特定保健指導：429人	特定健康診査：6,605人 特定保健指導：348人	特定健康診査：6,284人 特定保健指導：225人	特定健康診査：7,726人 特定保健指導：533人	H20年度から開始
			73,593	73,342	67,838	90,876	
5	エイズ予防に関する知識の普及啓発	高校生と関係職種を対象にエイズ予防講座の実施(健康推進課と連携)	・エイズ予防講座 高校と関係職種を対象に講演(健康推進課と連携) ・リーフレット作成	・高校生ライフデザイン講座(健康推進課と連携) ・エイズ予防啓発リーフレットの作成及び配布	・高校生ライフデザイン講座(健康推進課と連携) ・エイズ予防啓発リーフレットの作成及び配布	・高校生ライフデザイン講座(健康推進課と連携) ・エイズ予防啓発リーフレットの作成及び配布	
			1,166	920	760	1,279	
6	医療費通知	医療費の通知やジェネリック医薬品に切り替えた際の差額の通知	・年6回通知(2カ月分) ・ジェネリック医薬品差額通知年3回通知(1カ月分)	・年6回通知(2カ月分) ・ジェネリック医薬品差額通知年1回通知(1カ月分)	・年6回通知(2カ月分) ・ジェネリック医薬品差額通知年1回通知(1カ月分)	・年6回通知(2カ月分) ・ジェネリック医薬品差額通知年1回通知(1カ月分)	
			6,552	6,413	6,293	6,788	
7	各種健康診査等助成費	・特定健康診査のオプション(腹部超音波検査、脳検査、脳脊髄検査) ・歯科検診助成事業	・特定健診のオプション腹部超音波検査：1,660人 脳検査：827人 脳脊髄検査：503人 ・歯科検診の一部助成：41人	・特定健診のオプション腹部超音波検査：1,621人 脳検査：822人 脳脊髄検査：444人 ・歯科検診の一部助成：48人	・特定健診のオプション腹部超音波検査：1,356人 脳検査：534人 脳脊髄検査：300人 ・歯科検診の一部助成：0人	・特定健診のオプション腹部超音波検査：2,000人 脳検査：1,000人 脳脊髄検査：550人 ・歯科検診の一部助成：50人	胃がん・骨粗鬆症料一部助成はH21年度で廃止
			28,007	26,518	18,552	36,123	
8	健康ポイント事業	健康推進課が実施する釧路市健康ポイント事業の国民健康保険特別会計負担分。 くしろ健康おうえんアプリを活用し、市民の健康づくりの取組に対しポイントを付与する。1,000ポイント達成により抽選で特典を進呈する。		アプリ利用者数：597人 特典応募者数：10人	新型コロナウイルス感染症の影響により、未実施	18歳以上70歳未満：250人	令和元年度より開始
				131	6	74	
		事業費合計(千円)	130,244	124,136	114,141	151,528	

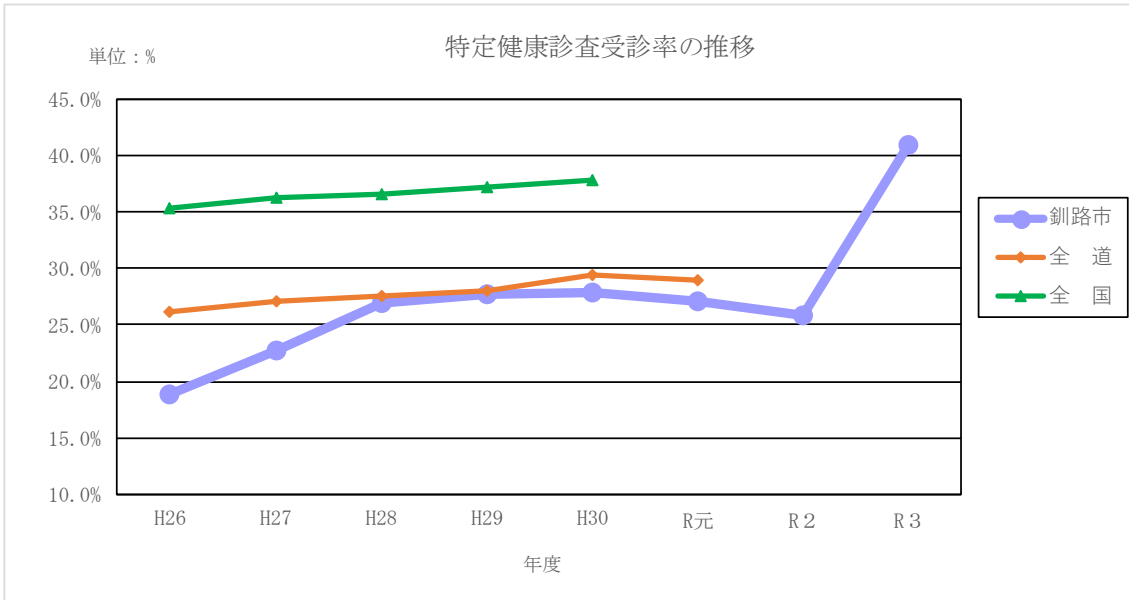


## 特定健康診査受診率の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3
釧路市	18.8%	22.7%	26.9%	27.8%	27.9%	27.1%	25.9%	41.0%
全道	26.1%	27.1%	27.6%	28.1%	29.5%	28.9%		
全国	35.4%	36.3%	36.6%	37.2%	37.9%			

※R元までは法定報告値、R 2はR3.6月末現在、R 3は第2期保健事業実施計画目標値

※対象者：40歳以上の国民健康保険被保険者

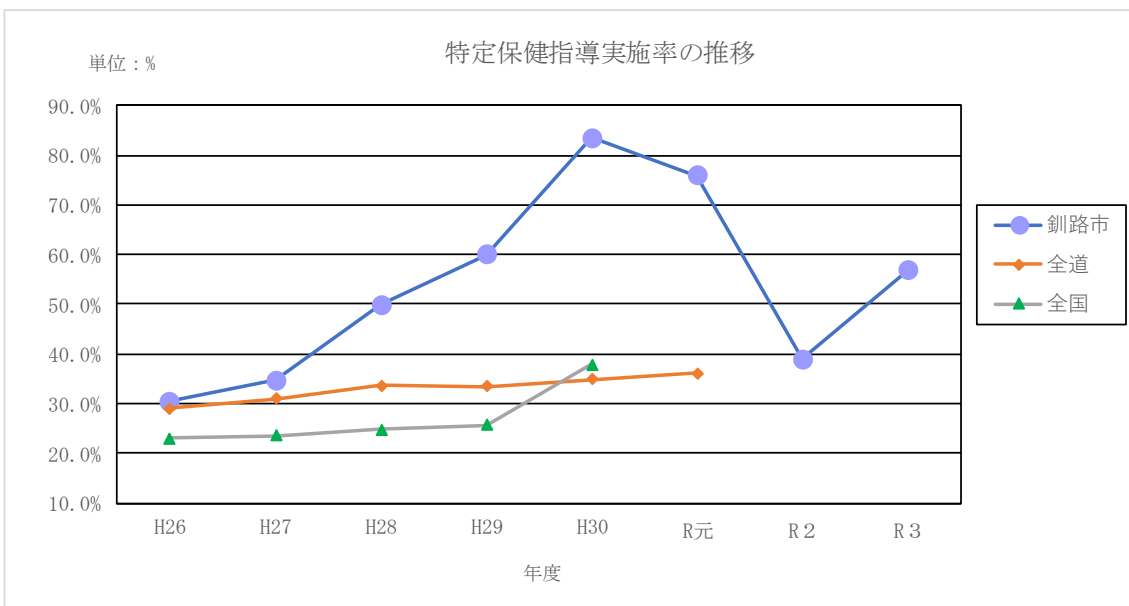


## 特定保健指導実施率の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3
釧路市	30.5%	34.7%	49.8%	59.9%	83.5%	75.8%	39.0%	57.0%
全道	29.1%	30.9%	33.6%	33.5%	34.8%	36.0%		
全国	23.0%	23.6%	24.7%	25.6%	37.9%			

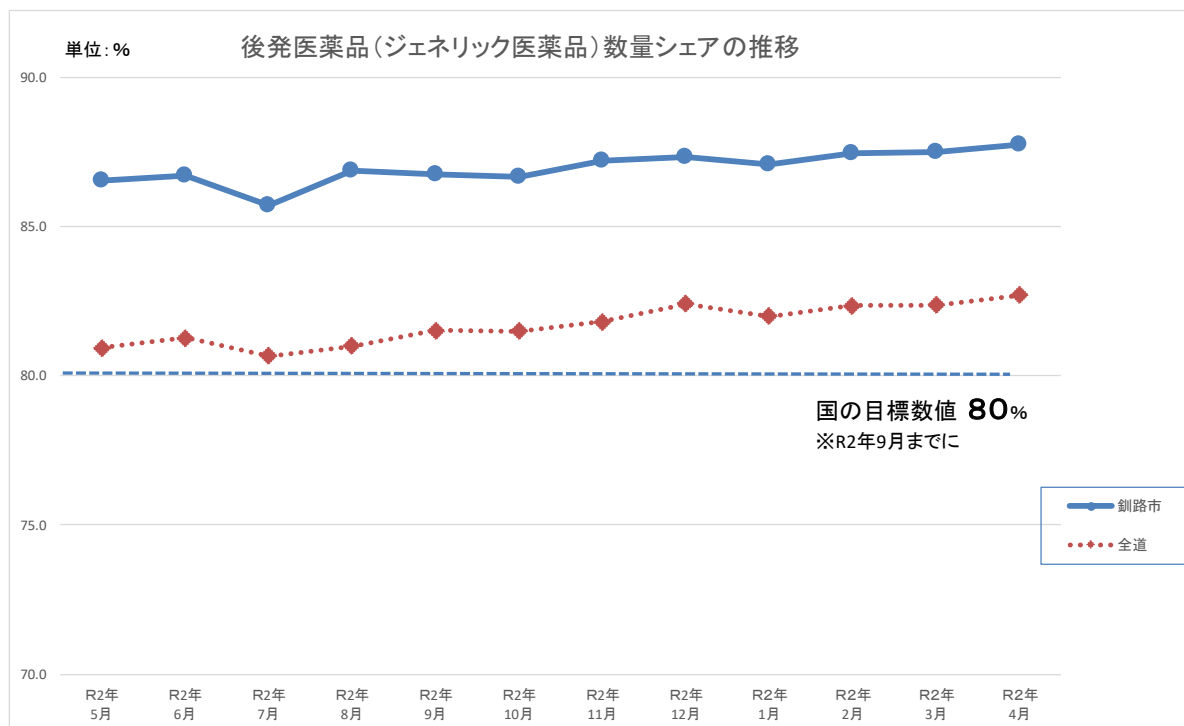
※R元までは法定報告値、R 2はR3.6月末現在、R 3は第2期保健事業実施計画目標値

※対象者：特定健診受診者のうち、特定保健指導対象者



## 後発医薬品(ジェネリック医薬品)数量シェアの推移

年月	R2年 5月	R2年 6月	R2年 7月	R2年 8月	R2年 9月	R2年 10月	R2年 11月	R2年 12月	R2年 1月	R2年 2月	R2年 3月	R2年 4月	年間
釧路市	86.6%	86.7%	85.7%	86.9%	86.7%	86.7%	87.2%	87.3%	87.1%	87.4%	87.5%	87.8%	87.0%
全道平均	80.9%	81.3%	80.7%	81.0%	81.5%	81.5%	81.8%	82.4%	82.0%	82.4%	82.4%	82.7%	81.7%



### (後発医薬品の使用割合)

$$\text{使用割合} = \frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{(後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量)}} \times 100$$

## 国民健康保険事業の運営に関する協議会（運営協議会）について

### 運営協議会の仕組み

運営協議会には、次のそれぞれの代表が同数ずつ参加します。

- 1 被保険者を代表する委員
- 2 保険医または保険薬剤師を代表する委員
- 3 公益を代表する委員

なお、昭和59年の改正により退職者医療制度が創設されたことに伴い、退職者医療制度の運営に関し拋出者側の意向を反映するため、被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができることになっています。これまでは、国の通知（昭和60年1月23日付）により「概ね退職被保険者及びその扶養者の数が1,500人以上でかつその被保険者全員の数に占める割合が3%以上」の基準を超える場合には、被用者保険の代表委員を加えることとされてきました。現在、釧路市においては退職被保険者及び扶養者の数や割合は基準を下回っていますが、新たな国の通知（平成28年8月4日付事務連絡）にて昭和60年1月23日付の通知の廃止と、被用者保険等保険者の意向が反映されるよう積極的な取り組みがなされるよう依頼があったことから、意向の反映が必要だと判断し引き続き委員構成に加えています。

また、委員のうち公益代表は、中立的な立場の人、特定の団体の利益を代表するおそれのない人であって、いわゆる学識経験者ということになります。

委員は、特別職の地方公務員（市町村職員）であって、非常勤とされ、市町村長が任命することになっており、その任命に当たって、議会の同意等は必要ありません。しかし、地方公務員であるため、人事委員会委員、公平委員会委員との兼務は禁じられておりますが、市町村議会の議員との兼職は差し支えありません。

委員の任期は3年で、欠員により補欠に任命された委員の任期は、前任者の残りの期間とされています。

運営協議会には、会長と、会長に事故があるときに会長の代行をする会長代理（釧路市の場合は副会長としています。）が置かれ、これは、公益を代表する委員の中から、全委員の選挙によって選任されます。

## 釧路市国民健康保険事業の運営に関する協議会に関する規定

### 地方自治法抜粋

#### 第七款 附属機関

第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- ② 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- ③ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

### 国民健康保険法抜粋

#### (国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

### 国民健康保険法施行令抜粋

#### (国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代

表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

### 高齢者の医療の確保に関する法律

（定義）

#### 第七条

3 この法律において「被用者保険等保険者」とは、保険者（健康保険法第二百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会、都道府県及び市町村並びに国民健康保険組合を除く。）又は健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする国民健康保険組合であつて厚生労働大臣が定めるものをいう。

### 釧路市国民健康保険条例抜粋

#### 第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）

第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

### 釧路市国民健康保険条例施行規則抜粋

（協議会の招集）

第2条 条例第2条に規定する市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）は、必要に応じて市長が招集する。

（会議）

第3条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議録)

第 5 条 会長は、会議録を作成しなければならない。

(委任)

第 6 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、協議会の議事その他運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

目次

- 第1章 市が行う国民健康保険の事務(第1条)
- 第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(第2条・第3条)
- 第3章 保険給付(第4条・第5条)
- 第4章 保健事業(第6条)
- 第5章 保険料(第7条—第32条の2)
- 第6章 雑則(第33条—第35条)
- 第7章 罰則(第36条—第38条)
- 附則

第1章 市が行う国民健康保険の事務  
(趣旨)

第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会  
(市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)

第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
  - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
  - (3) 公益を代表する委員 3人
  - (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人
- (規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 保険給付  
(出産育児一時金)

第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、規則で定める場合には、これに1万6,000円を加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、他の法律において準用し、又は例による場合を含む。又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定により、これに相当する給付を受ける場合には、行わない。  
(葬祭費)

第5条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として3万円を支給する。

第4章 保健事業  
(保健事業)

第6条 市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、健康づくり運動その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。

2 市は、前項の特定健康診査等又は事業を行う場合において、その実施に必要な費用の全部又は一部を当該特定健康診査等を受ける者又は当該事業に参加する者に負担させることができる。

第5章 保険料  
(納付義務者)

第7条 保険料は、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)から徴収する。

(保険料に関する申告)

第8条 保険料の納付義務者は、4月15日まで(保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内)に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得そ

の他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。

(保険料の賦課額)

第9条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第10条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第26条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金(法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。))に係るものを除く。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(以下「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による



繰入金及び国民健康保険給付等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合算額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第12条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第26条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第26条において「租税条約等実施特例法」という。))第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合には、同法第313条第9項中雑損失に係る部分の規定を適用しないものとする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の48に相当する額を基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
  - ア イ又はロに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の17に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被

保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。)の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。  
(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第14条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第15条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第16条 第14条の被保険者均等割額は、第13条の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第16条の2 第14条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第13条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第13条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第13条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(基礎賦課限度額)

第17条 第11条又は第14条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の基礎賦課額との合算額をいう。第25条及び第26条第1項において同じ。)は、63万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第17条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第26条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定

による繰入金を除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第17条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第17条の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第17条の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の48に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合には、国民健康保険法施行規則第32条の9に規定する方法の例により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の17に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第17条の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第17条の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第17条の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第17条の8 第17条の6の被保険者均等割額は、第17条の5の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第17条の9 第17条の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第17条の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第17条の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第17条の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第17条の10 第17条の3又は第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第17条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第17条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第25条及び第26条第1項において同じ。)は、19万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第18条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第26条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額を見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課額)

第19条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第20条 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第21条 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 介護納付金賦課総額の100分の48に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額の100分の17に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(介護納付金賦課限度額)

第22条 第19条の賦課額は、17万円を超えることができない。

(賦課期日)

第23条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(普通徴収に係る保険料の納期)

第24条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月20日から同月30日まで

第2期 7月16日から同月31日まで

第3期 8月16日から同月31日まで

第4期 9月16日から同月30日まで

第5期 10月16日から同月31日まで

- 第6期 11月16日から同月30日まで  
第7期 12月16日から同月25日まで  
第8期 1月16日から同月31日まで  
第9期 2月16日から同月28日(閏年にあつては、29日)まで  
第10期 3月16日から同月31日まで

- 2 次条の規定によって課する保険料の納期は、納入通知書に定めるところによる。  
3 市長において納期の変更を必要とする場合は、前2項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅、被保険者数の異動等があった場合)

第25条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条、第17条の3若しくは第17条の6の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)又は第19条の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれその納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、第14条、第17条の3若しくは第17条の6の額又は第19条の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(保険料の減額)

第26条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円とする。)とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。以下この項において同じ。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下この項において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定め

る金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に28万5,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前号に該当する者を除く。))については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に52万円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者(前2号に該当する者を除く。))については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項各号のア及びイに規定する額(前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額)の決定について準用する。この場合において、第13条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」(「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の3又は第17条の6」と、「63万円」とあるのは「19万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第17条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第19条」と、「63万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第13条」とあるのは「第21条」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第26条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第12条第1項中「規定

する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、[前条第1項第1号](#)中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

(保険料の額の通知)

第27条 保険料の額が定まったとき、又はその額に変更があったときは、市長は、速やかにこれを世帯主に通知しなければならない。

(督促)

第28条 納付義務者が納期限までに保険料を完納しないときは、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、[第31条](#)の規定による保険料の納付を猶予する場合は、この限りでない。

(延滞金)

第29条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

2 [前項](#)に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(端数計算等)

第30条 保険料の所得割額を計算する場合において、その計算の基準額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 保険料の賦課額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。

3 延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 納期ごとの納付額に100円未満の端数があるときは、端数総額を100円ごとに分割し、これらの額を最初の納付額から第2期目以降の納付額に順次合算するものとする。賦課額に変更のあった場合もまた同様とする。

(徴収猶予)

第31条 市長は、保険料の納付義務者が[次の各号](#)のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期限を限って徴収を猶予することができる。

(1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、火災又はこれに類する災害を受けたとき。

(2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

(3) 納付義務者がその事業又は業務について損害を受けたとき。

(4) [第3号](#)に掲げる理由に類する理由があると認めたとき。

2 [前項](#)の申請をしようとする者は、申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(保険料の減免)

第32条 市長は、保険料の納付義務者が[次の各号](#)のいずれかに該当する場合で必要があると認められるときは、保険料を減免することができる。

(1) 震災、風水害、火災等の災害により著しい被害を受けたとき。

(2) 収入が著しく低額で生活困窮の状態にあるとき。

(3) 納付義務者又はその世帯に属する者の疾病その他の理由により著しく生活が困難な状態にあるとき。

(4) その他特別の理由があると市長が認めたとき。

- 2 前項各号に規定するもののほか、市長は、次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者が必要であると認められるものに対し、保険料を減免することができる。
- (1) 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
  - (2) 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であったもの
    - ア 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。
    - イ 船員保険法の規定による被保険者
    - ウ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
    - エ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
    - オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。
- 3 前2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第32条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 前項の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

#### 第6章 雑則

(過誤納に係る徴収金の取扱い)

第33条 市長は、過誤納に係る徴収金があるときは、還付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき、さらに徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当するものとする。この場合、納付義務者に対し充当の通知をする。

(準用規定)

第34条 この条例に規定するもののほか、保険料の賦課徴収については釧路市税条例(平成17年釧路市条例第75号)の規定を準用する。

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 第7章 罰則

第36条 世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないときは、10万円以下の過料に処する。

第37条 世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第38条 前2条の過料の額は、情状により市長が定める。

- 2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以上を経過した日とする。

附 則



(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例(以下これらを「旧条例」という。)は、廃止する。

- (1) [釧路市国民健康保険条例\(昭和53年釧路市条例第12号\)](#)
- (2) [阿寒町国民健康保険条例\(昭和34年阿寒町条例第8号\)](#)
- (3) [阿寒町国民健康保険税条例\(昭和52年阿寒町条例第24号\)](#)
- (4) [国民健康保険条例\(昭和36年音別町条例第4号\)](#)
- (5) [音別町国民健康保険税条例\(平成11年音別町条例第11号\)](#)
- (6) [国民健康保険における給付の特例を定める条例\(平成17年釧路市条例第137号\)](#)

(適用)

3 この条例の規定は、平成18年度分の保険料から適用する。

(経過措置)

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、旧条例の規定により課し、又は課すべきであった保険料及び保険税については、なお旧条例の例による。

5 施行日の前日までに、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(精神・結核医療付加給付金の特例)

6 施行日から平成20年3月31日までの間に限り、被保険者([老人保健法](#)の規定による医療を受けることができる者を除く。[第9項](#)において同じ。)が次に掲げる医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、精神・結核医療付加給付金を支給する。

- (1) [障害者自立支援法\(平成17年法律第123号\)第58条](#)に規定する指定自立支援医療([精神保健及び精神障害者福祉に関する法律\(昭和25年法律第123号\)第5条](#)に規定する精神障害者に対し、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療に限る。)
- (2) [感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律\(平成10年法律第114号\)第37条](#)に規定する医療(結核患者に係るものに限る。)

7 [前項第1号](#)に掲げる医療を受けたときの精神・結核医療付加給付金の額は、[同号](#)に掲げる医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額の2分の1とする。

- (1) [法](#)の規定により受け取ることができる給付により負担される額
- (2) [障害者自立支援法](#)の規定により負担される額
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、他の法令の規定により受け取ることのできる給付により負担される額

8 [第6項第2号](#)に掲げる医療を受けたときの精神・結核医療付加給付金の額は、[同号](#)に掲げる医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額とする。

- (1) [法](#)の規定により受け取ることができる給付により負担される額
- (2) [感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律](#)の規定により負担される額
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、他の法令の規定により受け取ることのできる給付により負担される額

9 市は、被保険者が[第6項各号](#)に規定する医療を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主が医療機関に支払うべき費用のうち精神・結核医療付加給付金に相当する額を、当該世帯主に代わり、医療機関に支払うことができる。

10 [前項](#)の規定による支払があったときは、精神・結核医療付加給付金の支給があったものとみなす。

(平成18年度から平成21年度までの保険料率の特例)

11 平成18年度分から平成21年度分までに限り、合併(平成17年10月11日の3市町の合併をいう。以下同じ。)前の阿寒町又は音別町の区域に住所を有する一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率のうち所得割に係る保険料率については、[第13条第1項第1号](#)の規定により決定される保険料率にかかわらず、合併前の阿寒町又は音別町の区域ごとに市長が別に定める保険料率とする。

12 平成18年度分から平成21年度分までに限り、合併前の阿寒町又は音別町の区域に住所を有する退職被保険者等に係る基礎賦課額の保険料率のうち所得割額の算定に係る保険料率については、[第15条](#)の規定にかかわらず、[前項](#)において合併前の阿寒町又は音別町の区域ごとに市長が別に定める保険料率とする。

- 13 平成18年度分から平成21年度分までに限り、合併前の阿寒町又は音別町の区域に住所を有する介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率のうち所得割に係る保険料率については、[第21条第1項第1号](#)の規定により決定される保険料率にかかわらず、合併前の阿寒町又は音別町の区域ごとに市長が別に定める保険料率とする。  
(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)
- 14 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に[所得税法第35条第3項](#)に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について[同条第4項](#)に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における[第26条](#)の規定の適用については、[同条第1項第1号](#)中「第314条の2第1項に規定する総所得金額」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。  
(延滞金の割合の特例)
- 15 当分の間、[第29条第1項](#)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、[同項](#)の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合([租税特別措置法\(昭和32年法律第26号\)第93条第2項](#)に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。  
(平成22年度以降の保険料の減免の特例)
- 16 当分の間、平成22年度以降の[第32条第2項](#)による保険料の減免については、[同項](#)中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。  
(病床転換支援金等に係る一般被保険者に係る基礎賦課総額等の特例)
- 17 [高齢者医療確保法附則第2条](#)に規定する政令で定める日までの間、[第10条第1号イ](#)中「法第75条の7第1項」とあるのは「法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項」と、「後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)」とあるのは「後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)」と、[同号カ](#)中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、病床転換支援金等」と、[同条第2号イ](#)中「法第75条」とあるのは「法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条」と、「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、病床転換支援金等」と、[同号ウ](#)中「法第70条第1項」とあるのは「法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項」と、[第17条の2第1号](#)中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、[同条第2号ア](#)及び[第18条第2号ア](#)中「法第75条」とあるのは「法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条」とする。  
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)
- 18 給与等([所得税法第28条第1項](#)に規定する給与等をいい、賞与([健康保険法第3条第6項](#)に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。
- 19 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、

50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、[健康保険法第40条第1項](#)に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

- 20 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。
- 21 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者については、これを受けることができる期間は、傷病手当金は支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、[附則第19項](#)の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 22 [前項](#)に規定する者が、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、[同項ただし書](#)の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 23 [前項](#)の規定により支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則(平成18年3月31日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成18年4月1日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月26日条例第52号)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、平成18年10月1日以後の被保険者の出産に係る給付から適用し、同日前までの被保険者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月22日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第6項第2号及び第8項第2号の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の附則第6項第2号及び第8項第2号の規定は、平成19年4月1日以後の医療に係る精神・結核医療付加給付金の支給について適用し、同日前までの医療に係る精神・結核医療付加給付金の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の附則第19項の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。  
(釧路市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 4 釧路市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成18年釧路市条例第29号)の一部を次のように改正する。

(「次のよう」省略)

附 則(平成20年3月19日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、平成20年度以後の年度分の保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月12日条例第54号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項の規定は、平成21年1月1日以後の被保険者の出産に係る給付から適用し、同日前までの被保険者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月24日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成21年10月2日条例第39号)

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第27項の規定は、平成21年10月1日から適用する。

附 則(平成22年3月23日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成22年5月11日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成22年5月31日条例第25号)

この条例は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成23年3月18日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項の規定は、平成23年4月1日以後の被保険者の出産に係る給付から適用し、同日前までの被保険者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則(平成23年5月10日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、平成23年度以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年5月8日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年9月24日条例第44号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の釧路市税条例附則第4条の規定、第2条の規定による改正後の釧路市債権管理条例附則第4項及び第5項の規定、第3条の規定による改正後の釧路市後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定、第4条の規定による改正後の釧路市国民健康保険条例附則第16項の規定並びに第5条の規定による改正後の釧路市介護保険条例附則第5条の規定は、延滞金のうちこの

条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成26年4月22日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年5月13日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月18日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月17日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成29年5月8日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月19日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釧路市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

- 3 新条例第4条第1項の規定は、平成30年4月1日以後の被保険者の出産に係る給付から適用し、同日前までの被保険者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

(釧路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 釧路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年釧路市条例第56号)の一部を次のように改正する。

(「次のよう」省略)

附 則(平成31年3月22日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月24日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年4月30日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第18項から第23項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

附 則(令和2年6月23日条例第25号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条中第25条第1項第2号、第33条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに附則第4条、第4条の2第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに第2条中附則第10条及び第10条の2の改正規定並びに附則に2条を加える改正規定並びに第5条から第7条までの規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 次に掲げる規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(1) 第1条の規定による改正後の釧路市税条例(以下「新条例」という。)附則第4条

(2) 第6条の規定による改正後の釧路市債権管理条例附則第4項及び第5項

(3) 第7条第1号の規定による改正後の釧路市後期高齢者医療に関する条例附則第2条

(4) 第7条第2号の規定による改正後の釧路市介護保険条例附則第5条

(5) 第7条第3号の規定による改正後の釧路市国民健康保険条例附則第15項

附 則(令和3年3月23日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の釧路市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(趣旨)

第1条 釧路市国民健康保険条例(平成18年釧路市条例第15号。以下「条例」という。)の施行については、この規則の定めるところによる。

(協議会の招集)

第2条 条例第2条に規定する市の国民健康保険事業の運営に関する協議会(以下「協議会」という。)は、必要に応じて市長が招集する。

(会議)

第3条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議録)

第5条 会長は、会議録を作成しなければならない。

(委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、協議会の議事その他運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(療養費等の支給申請)

第7条 被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第54条若しくは法第54条の3第3項若しくは第4項の規定による療養費の支給又は法第54条の3第1項の規定による特別療養費の支給を受けようとするときは、申請書にその療養に要した費用に関する証拠書類及び審査決定上必要とする書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 世帯主は、法第43条第3項又は法第56条第2項の規定による差額(以下「療養給付差額」という。)の支給を受けようとするときは、申請書に一部負担金の支払又は実費徴収が行われたことを示す証拠書類を添付し、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の申請書の提出があったときは、速やかに審査のうえ療養費、特別療養費又は療養給付差額の支給について決定し、通知するものとする。

(一部負担金の減免又は徴収猶予の申請)

第8条 世帯主は、法第44条第1項の規定により一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査のうえ一部負担金の減免又は徴収猶予について決定し、証明書を発行するものとする。

(出産育児一時金の加算及び支給申請)

第9条 条例第4条第1項ただし書の規則で定める場合は、被保険者の出産が、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認める場合とする。

2 世帯主は、条例第4条に規定する出産育児一時金の支給を受けようとするときは、申請書に審査決定上必要とする書類を添付し、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査のうえ出産育児一時金の支給について決定し、通知するものとする。

(葬祭費の支給申請)

第10条 被保険者の死亡により条例第5条に規定する葬祭費の支給を受けようとする者は、申請書に審査決定上必要とする書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査のうえ葬祭費の支給について決定し、通知するものとする。

(高額療養費の支給申請)

第11条 世帯主は、法第57条の2の規定による高額療養費の支給を受けようとするときは、申請書にその療養に要した費用に関する証拠書類及び審査決定上必要とする書類を添付し、市長に提出し

なければならない。ただし、高額療養費に係る療養が被保険者証兼高齢受給者証(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)様式第1号の2の2による被保険者証をいう。)の交付を受けている者に係るものであるときは、これらの書類の添付を省略することができる。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査のうえ高額療養費の支給について決定し、通知するものとする。

(高額介護合算療養費の支給申請)

第11条の2 世帯主は、法第57条の3の規定による高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、申請書に審査決定上必要とする書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査のうえ高額介護合算療養費の支給について決定し、通知するものとする。

(移送費の支給申請)

第12条 世帯主は、法第54条の4の規定による移送費の支給を受けようとするときは、申請書にその移送に要した費用に関する証拠書類及び審査決定上必要とする書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査のうえ移送費の支給について決定し、通知するものとする。

(入院時食事療養費に係る標準負担額の減額認定の申請)

第13条 世帯主は、法第52条第2項に規定する入院時食事療養費に係る標準負担額(以下「標準負担額」という。)につき、健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する厚生労働省令で定める者として減額の認定を受けようとするときは、申請書に審査決定上必要とする書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査のうえ標準負担額の減額認定について決定し、認定書を交付するものとする。

(入院時食事療養費の差額の支給申請)

第14条 世帯主は、省令第26条の5(省令第27条の14の5第6項)において準用する場合を含む。)に規定する標準負担額減額に関する特例による入院時食事療養費の差額の支給を受けようとするときは、申請書にその食事療養に要した費用に関する証拠書類及び審査決定上必要とする書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査のうえ入院時食事療養費の差額の支給について決定し、通知するものとする。

(賦課台帳の備付け)

第15条 市長は、国民健康保険料(以下「保険料」という。)を課するため賦課台帳を備えるものとする。

- 2 市長は、前項の賦課台帳を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製することができる。

(徴収猶予の申請等)

第16条 市長は、条例第31条の規定により保険料の徴収猶予の申請があったときは、速やかに審査のうえ保険料の徴収猶予について決定し、通知するものとする。

- 2 市長は、保険料の徴収猶予を受けた者がその後において徴収猶予をした理由が消滅したときは、その徴収猶予を取り消すことができる。

- 3 前項の規定により徴収猶予の取消しをしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(減免の申請等)

第17条 市長は、条例第32条の規定により保険料の減免申請があったときは、速やかに審査のうえ保険料の減免について決定し、通知するものとする。

(申請書等の様式)

第18条 条例及びこの規則における各種申請書等の様式については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

- 2 次に掲げる規則(以下これらを「旧規則」という。)は、廃止する。



- (1) 釧路市国民健康保険条例施行規則(昭和53年釧路市規則第14号)
- (2) 阿寒町国民健康保険条例施行規則(昭和44年阿寒町規則第6号)
- (3) 音別町国民健康保険条例施行規則(昭和36年音別町規則第5号)
- (4) 音別町国民健康保険運営協議会規則(昭和34年音別町規則第7号)
- (5) 国民健康保険における給付の特例を定める条例第3条の規定による精神・結核医療付加給付金の支給申請に関する規則(平成17年釧路市規則第157号)

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日の前日までに、旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。  
(精神・結核医療付加給付金の支給申請)
- 4 世帯主は、条例附則第6項に規定する精神・結核医療付加給付金の支給を受けようとするときは、条例附則第9項の場合を除き、申請書に審査決定上必要とする書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査のうえ精神・結核医療付加給付金の支給について決定し、通知するものとする。  
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給申請)
- 6 世帯主は、条例附則第18項に規定する傷病手当金の支給を受けようとするときは、申請書に審査決定上必要とする書類を添付し、市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査のうえ傷病手当金の支給について決定し、通知するものとする。

附 則(平成20年3月31日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年7月27日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第18号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年8月1日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月31日規則第5号)

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則(令和2年4月30日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。